

# コーポレート・ガバナンス基本方針

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本基本方針は、国際紙パルプ商事グループ（以下、当社グループという。）の経営理念・経営ビジョンの実現を通じて、中長期的な企業価値を向上させ、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員等のステークホルダーへの社会的責任を果たすため、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的とする。

2. 当社は、経営理念、経営ビジョン、ならびに国際紙パルプ商事グループ企業行動指標から構成される理念体系を定め、当社役職員（当社および当社グループを含む取締役、執行役員、従業員等）は行動原則としてこれを実践する。

### 【経営理念】

1. グローバル経営の充実と持続的な成長を目指します。
2. 社員とその家族の幸福を追求するとともに株主・顧客・取引先・地域社会より信頼される企業を目指します。
3. 循環型社会の実現と教育・文化・産業の振興に広く貢献します。

### 【経営ビジョン】

#### GIFT+1

Globalization	グローバルにビジネスフィールドを展開する
Innovation	“創紙力”で未来を開拓する
Function	提案力・企画力で付加価値を創造する
Trust	ステークホルダーの信頼に応える
+1（プラスワン）	当社グループは、この経営ビジョンのひとつひとつに環境への取組みを+1として加え、植林・環境配慮型商品の提案・古紙回収・再資源化等を通じ『循環型社会』の実現を目指します

### 【国際紙パルプ商事グループ企業行動指標】

1. 「法令等の遵守」
2. 「公正・自由・透明な事業活動」
3. 「社会や取引先からの信頼の獲得」
4. 「社会貢献活動の推進」
5. 「積極的な企業情報の開示」
6. 「国際社会との共生」
7. 「職場環境の充実」
8. 「自然環境との調和」
9. 「反社会的勢力との関係遮断」

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員等のステークホルダーからの負託に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本基本方針の定めるところにより、コーポレート・ガバナンス体制を構築する。

第2章 株主その他ステークホルダーとの関係

(議決権の尊重)

第3条 株主総会における議決権の行使は、株主の権利であり、当社は、株主が議決権を適切に行使できるように努める。

2. 当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするために、株主総会招集通知、参考書類等の情報を早期に提供する事に努め、その内容の検討時間を確保する。
3. 当社は、株主総会に出席する株主だけではなく、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。

(株主総会)

第4条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社の経営に反映されるよう、株主の視点に立ち、適切な環境整備を行う。

2. 当社は、株主総会において、株主が適切な判断を行えるよう総会運営に努め、また、当社役員は必要に応じ十分な補足説明を行い、株主の理解の深耕に努める。

(株主の権利の保護)

第5条 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化が生じる増資等を行う場合には、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、適正な開示を行う。

2. 当社は、買収防衛策を導入する際、その必要性・合理性を検証し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

(株主の平等性の確保)

第6条 当社は、いずれの株主も権利が適切に行使出来るように環境整備を行い、平等性を確保する。

(株主の利益に反する取引防止)

第7条 当社は、株主の利益を保護するため、当社役職員がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

2. 取締役は、取締役会規程に基づく取締役会の審議・承認を得なければ、利益相反取引および競業取引を行ってはならない。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第8条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定め、開示する。これらの基本方針は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであることは勿論、株式保有先企業の企業価値の向上に繋がるものとする。

(株主との対話)

第9条 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行う。

(ステークホルダーとの関係)

第10条 取締役会は、当社の中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社の顧客・取引先・地域社会・従業員等の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2. 当社は、「循環型社会の実現」を経営理念の一つとして掲げ、様々なステークホルダーとの関係強化を図り、社員一人ひとりが良き企業市民として、社会に対し責任と貢献を果たすために、国際紙パルプ商事グループ企業行動指標を定め、ステークホルダーとともに、持続的に健全な成長、発展に努める。
3. ステークホルダーは、当社における違法または非倫理的な慣行についての懸念を当社コンプライアンス窓口に伝えることができる。

(内部通報制度)

第11条 当社は、国内および海外のグループ会社を含む社内外のルートによる内部通報制度を整備する。内部通報制度の運用状況については、定期的にコンプライアンス委員会にて報告を行う。また、必要に応じて取締役会に報告を行う。なお、通報者が、その相談・通報により不利益を受けることがない体制を社内規定等で定める。

(情報開示と透明性の確保)

第12条 取締役会は、会社法その他適用ある法令に基づき、当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する方針を決定し、適時適切に開示する。

2. 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用のある法令ならびに金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務情報および非財務情報に関する事項を当社ホームページ等で開示する。

### 第3章 コーポレート・ガバナンスの体制

#### 第1節 取締役会の体制および役割

(取締役会の体制)

第13条 当社は監査等委員会設置会社として、監査等委員会が取締役・執行役員の職務執行を監査する。

2. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会およびその構成員である各取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う。
3. 監査等委員会は、独立性確保のため過半数を社外取締役で構成し、少なくとも2名以上、証券取引所が定める独立役員を指定する。
4. 社外取締役は財務・会計・法務・経営等の専門家から選任する。なお、1名以上は財務・会計に精通している者を選任する。

(取締役会の役割)

第14条 取締役会は、株主からの委託を受け、全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通して、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図るべく、役割・責務を適切に果たす。

2. 取締役会は、前項の役割・責務を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第15条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略および経営計画に照らして、経営の成果および経営陣の活動状況を随時検証および評価し、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割とする。

(会計監査人)

- 第16条 当社は、会計監査人が開示情報の信頼性を担保する重要な役割を担っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を共同で実施する。
2. 当社は、会計監査人の独立性の確保に努める。
  3. 当社は、会計監査人の監査の品質管理のため組織的な業務運営に努める。
  4. 監査等委員会は、会計監査人の独立性および監査の品質管理の確保を目的とするための基準を策定し、その基準を満たしているか否かを確認する。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

- 第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。
2. 監査等委員である取締役は、5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。
  3. 社外取締役の独立性判断基準を別途定め、適時適切に開示する。

(取締役の資格および指名手続)

- 第18条 当社の取締役会は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者で構成される。
2. 当社は、性別、年齢、国籍、技能等、取締役会の構成に関する考え方を定め、取締役候補者を決定するに際しては、かかる考え方にに基づき、取締役の多様性に配慮する。
  3. 当社の全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
  4. 取締役の候補者は、人事委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告を経た上で、取締役会で決定される。

(取締役の責務)

- 第19条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くす。
2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
  3. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解する。

(取締役のトレーニング)

第20条 当社は、取締役に対して以下のトレーニングを行う。

(1). 社内取締役のトレーニング

毎年、取締役として、財務、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等の知識向上に向け、外部講師による研修を実施する。

(2). 社外取締役のトレーニング

社外取締役については、当社グループの経営戦略・経営計画・経営環境・経営課題等を適宜説明し、また、事業所視察等を通じて、必要な知識の習得を支援する。

(取締役会の運営)

第21条 当社の取締役会議長は、取締役等からの提案および意見を踏まえ、取締役会の運営を管掌する取締役と協議の上、取締役会の議題を定める。

2. 当社の取締役会議長は、十分な審議が可能となるよう、取締役会の年間の開催スケジュールを決定し、取締役に周知する。

3. 当社は、取締役会の議題および議案に関する資料を事前に配付する。

4. 当社の取締役監査等委員は、社外取締役へ取締役会の議題および議案に関する事前説明を行い、審議の活性化を図る。

(独立社外取締役による社内情報へのアクセス)

第22条 当社の独立社外取締役は、必要がある場合、または適切と考える場合にはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

2. 当社は、独立社外取締役がその業務を適切に遂行することができるよう、支援体制を整備する。

(取締役等の報酬等)

第23条 取締役等の報酬構成については、短期的な業績目標達成及び中長期的な企業価値向上との連動を重視し、株主と価値を共有するものとする。

2. 取締役等の報酬等の額の方針については、業績、業界動向等とのバランスを勘案して決定する。

3. 個別の報酬金額については、株主総会で決定した報酬総額の範囲において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、取締役会にて決定する。

以 上